○金融庁告示第十五号

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十八号）の施行に伴い、銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令第五条及び第七条第六項の規定に基づく銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整等を定める件（平成十四年金融庁告示第十四号）の一部を次のように改正し、平成二十五年三月三十一日から適用する。

平成二十五年三月二十二日

金融庁長官　畑中龍太郎

第一条第一項を次のように改める。

銀行（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号。以下「法」という。）第二条第一号に掲げる者をいい、法第三条第三項に規定する外国銀行支店を除く。以下この項において同じ。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　国際統一基準行（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下この項において「自己資本比率告示」という。）第一条第十号の二に規定する国際統一基準行をいう。次項において同じ。）　自己資本比率告示第二条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額及び同条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本の額の合計額

二　国内基準行（自己資本比率告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。第三項において同じ。）　自己資本比率告示第二十八条に規定する基本的項目の額

第一条第二項中「前項の基本的項目の額」を「前項第一号の普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額及びその他Ｔｉｅｒ１資本の額の合計額」に、「内国銀行が」を「国際統一基準行がその」に、「第二条第三号」を「第二条第四号」に、「当該内国銀行」を「当該国際統一基準行」に、「第四十三条の二第一号」を「第四十三条の二第一項第一号」に、「財務諸表規則」を「財務諸表等規則」に、「第六十七条第一号」を「第六十七条第一項第一号」に、「相当する額。」を「相当する額」に改め、同条に次の一項を加える。

３　第一項第二号の基本的項目の額の算定に当たっては、国内基準行がその特定子会社等を連結子会社としている場合における当該特定子会社等については、連結の範囲に含めないものとし、当該国内基準行の持分法適用会社等の純資産額（貸借対照表上の資産の額から負債の額及び当該国内基準行の連結剰余金のうち当該持分法適用会社等に係るものの金額を控除して得た額をいう。）に当該持分法適用会社等に係る持分比率を乗じた金額の合計額を加え、その他有価証券評価差額調整差益を控除するものとする。

第五条第一項を次のように改める。

銀行持株会社（法第三条第六項に規定する銀行持株会社をいう。以下この項において同じ。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、次の各号に掲げる銀行持株会社の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　国際統一基準行（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号。以下この項において「持株自己資本比率告示」という。）第一条第十号の二に規定する国際統一基準行をいう。次項において同じ。）　持株自己資本比率告示第二条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額及び同条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本の額の合計額

二　国内基準行（持株自己資本比率告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。第三項において同じ。）　持株自己資本比率告示第十七条に規定する基本的項目の額

第五条第二項中「前項の基本的項目の額」を「前項第一号の普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額及びその他Ｔｉｅｒ１資本の額の合計額」に、「銀行持株会社が」を「国際統一基準行がその」に、「当該銀行持株会社」を「当該国際統一基準行」に改め、同条に次の一項を加える。

３　第一項第二号の基本的項目の額の算定に当たっては、国内基準行がその特定子会社等を連結子会社としている場合における当該特定子会社等については、連結の範囲に含めないものとし、当該国内基準行の持分法適用会社等の純資産額（貸借対照表上の資産の額から負債の額及び当該国内基準行の連結剰余金のうち当該持分法適用会社等に係るものの金額を控除して得た額をいう。）に当該持分法適用会社等に係る持分比率を乗じた金額の合計額を加え、その他有価証券評価差額調整差益を控除するものとする。

○金融庁・財務省・経済産業省告示第三号

株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）の施行に伴い、株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十五年三月三十一日から適用する。

平成二十五年三月二十二日

金融庁長官　畑中龍太郎

財務大臣　麻生　太郎

経済産業大臣　茂木　敏充

第三条第一項中「、単体基本的項目」を「、単体普通株式等Ｔｉｅｒ１資本」に、「第十七条に定める基本的項目の額をいう。以下同じ。）及び単体補完的項目の額（自己資本比率告示第十八条に定める補完的項目」を「第十四条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額をいう。以下同じ。）、単体その他Ｔｉｅｒ１資本の額（自己資本比率告示第十四条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本の額をいう。以下同じ。）及び単体Ｔｉｅｒ２資本の額（自己資本比率告示第十四条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本」に改め、同条第二項を次のように改める。

２　前項の単体普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額及び単体Ｔｉｅｒ２資本の額の算定に当たっては、その他有価証券評価差額金（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この項において「財務諸表等規則」という。）第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。）の額が正の値である場合の当該額及び繰延ヘッジ損益（同条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象がその他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。）であるものに限る。）の額の合計額が正の値である場合の当該合計額は考慮しない。ただし、この場合においても、単体Ｔｉｅｒ２資本の額は、単体普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額に単体その他Ｔｉｅｒ１資本の額を加えた額を超えない額とする。